

実施方針（案）に関する意見・質問への回答

No.	頁	第 1	1	(1)	ア	(ア)	a	質問項目	事業に対する要望及び確認事項	回答
1	1	第 1	1	(6)				対象施設	管路施設は汚水を対象としているということによろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	2	第 1	1	(7)				対象施設の概要	「雨水ポンプ等」は公共下水道施設との認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	2	第 1	1	(7)				対象施設の概要	「雨水ポンプ等」の能力についても表記して頂きたいです。	承知しました。実施方針の修正版又は調達に当たり公表されるその他の図書に記載を検討します。
4	4	第 1	1	(7)				主な対象施設の所在地（表1-1）	黒石川揚水、東小川揚水、田子ノ橋地下道排水、石津のマンホールポンプについて、こちらは「雨水ポンプ等」に分類されていましたが、マンホールポンプということによろしかったでしょうか。	マンホールポンプではありません。形式が明確となるように記載します。
5	4	第 1	1	(7)				主な対象施設の所在地（表1-1）	マンホールポンプの位置もご提示ください。	承知しました。実施方針の修正版又は調達に当たり公表されるその他の図書に記載を検討します。
6	4	第 1	1	(7)				主な対象施設の所在地（表1-1）	「揚水」と「用水」が混在していますのでご確認ください。	ご指摘の表記については、原案のとおりとなります。
7	5	第 1	1	(9)	ア	(イ)		業務の範囲	コンサルタント業務については、公共下水道事業が対象であると認識しておりますので、実施方針内に明記頂きますようお願い致します。	コンサルタント業務については、一部コミュニティプラント施設を対象とした業務がございますので、業務内容が明確となるように記載いたします。
8	5	第 1	1	(9)	ア	(イ)		業務の範囲	「耐震診断」「設計」「耐震設計」について、対象が処理場施設なのか管路施設なのかを、実施方針内に明記いただけますようお願いいたします。	ご意見を踏まえ、業務内容が明確となるように記載いたします。
9	5	第 1	1	(9)	ア	(ウ)	a	業務の範囲	雨水ポンプ場等についても運転管理業務の対象に含まれますでしょうか。対象となる場合、大雨や台風などの異常気象時における要員体制（24時間待機対応の有無等）の具体的な要件、および万が一浸水被害が発生した場合の責任・リスク分担（不可抗力事由の適用範囲等）についても明記頂きますようお願い致します。	雨水ポンプの運転管理については、一部、対象業務となります。ご意見を踏まえ、当該業務内容を明記するとともに、適切なリスク分担について検討いたします。
10	5	第 1	1	(9)	ア	(ウ)	b	業務の範囲	管路施設の維持管理に「清掃」は含まれないのでしょうか。また、「緊急時及び災害対応業務」は含まれないのでしょうか。	雨水ポンプの運転管理については、一部対象業務となりますので、具体的な要件及びリスク分担等については、実施方針の修正版又は調達に当たり公表されるその他の図書に記載を検討します。
11	5	第 1	1	(9)	ア	(ウ)	c	業務の範囲	現在すみれ台は施設の老朽化がすすみ 大規模な修繕がある場合は 別発注になるのでしょうか？	入札公告時に発生が見えない業務については、別途発注することで対応する予定です。
12	5	第 1	1	(9)	ア	(ウ)	d	業務の範囲	コンプラ管路施設の維持管理における保守管理とはどのような業務になりますか。	道路上での点検業務（マンホールの開閉無し）を予定しています。
13	5							業務の範囲	コミュニティプラント処理場は施設が古い様々なリスクが大きいと思われまます。よって、維持管理業務は性能発注ではなく仕様発注がふさわしいかと考えます。	ご指摘のとおり、コミュニティプラント処理場は供用開始から相当の年数が経過しており、設備の劣化状況等に起因する不確実性が大きいことから、当該施設の維持管理業務については、要望等を踏まえ仕様発注についても検討したいと考えております。
14	5	第 1	1	(9)	ア	(ウ)		業務の範囲	現在すみれ台は施設の老朽化がすすみ 性能を維持するのが困難なため 現在の仕様発注でお願いしたいです。	No.13をご確認ください。
15	5	第 1	1	(9)	ア	(ウ)	c	業務の範囲	コミュニティプラント処理場は施設が古く、受託者が適切な維持管理業務を実施したとしても経年劣化による突発的な設備故障リスクが大きいと、維持管理業務は性能発注ではなく仕様発注としていただきたい。また、例えば不明水により流入水量基準を慢性的に超過しているような状況であれば、性能発注としても要求水準を満たさなくとも受託者は責を負わないため、性能発注が適さないと考えます。	No.13をご確認ください。
16	5	第 1	1	(9)	ア	(ウ)	b	業務の範囲	公共下水道事業の管路施設には雨水ポンプ等が含まれていますが、雨水ポンプ等の業務範囲は定期点検のみで、緊急対応等は含まれないでしょうか。	雨水ポンプ等の運転管理は対象業務に含まれます（No.9参照）。業務内容の詳細は要求水準書に記載する予定です。
17	6	第 1	1	(11)				プロフィットシェア	プロフィットシェアの分配については一律で半分ずつにするのではなく、民間側の創意工夫を強く促すため、協議により決定することをご検討願います。	プロフィットシェアについては、官民双方で一律に分配することを基本と考えております。ただし、提案事案の内容に応じて分配割合を変化させることを否定するものではありません。
18	6	第 1	1	(13)				物価の変動	物価変動の基準時点については、「入札公告日」とすることを要望します。	物価変更の基準時点については、入札公告日を前提とすることを考えております。
19	6	第 1	1	(13)				物価の変動	「物価の変動に起因するコストの増減については、契約書（案）等の定めによるもの」と記載がありますが、スライド対象費目（電力・薬品・燃料等）、物価変動率の基準などが明示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
20	6	第 1	1	(13)				物価の変動	物価の変動等があるため追加費用 変動価格等 になるのでしょうか？	ご指摘の通り、事業期間中における基準以上の変動が生じた場合の追加費用の算出に当たっては、条件節を含めた計算式により自動的に算出が可能となる規定であることが官民双方によって良いものであると認識しています。ただし、条件節の数式的な設定については、すべての自然現象を網羅的に取り込むことは将来のこととなるため、認識しがたいものもあると思われまます。このような条件節となる事項の計算式の組み込みについては、別途協議にて定めることが望ましいものと認識しています。
21	6	第 1	1	(13)				物価の変動	「物価の変動に起因するコストの増減については、契約書（案）等の定めによるもの」とされていますが、『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版』にも記載されている通り「事業期間中に基準以上の変動が生じた場合、自動的に計算式に当てはめ、追加費用が算出できるような規定」としてください。	ご意見として承りました。
22	6	第 1	1	(13)				その他	物価の変動とは別に、市側の事情による業務内容の追加・変更が生じた場合の契約変更手続きおよび変更対価の決定方法について、入札公告時に基本的な考え方をご提示ください。	ご意見として承りました。
23	7	第 2	1					実施手法	「応募者から幅広く柔軟な発想に基づく提案を求める予定」とあるが、提案内容に対する事業費の増額は見込めるのでしょうか。	基本的に予定価格の範囲内でのご提案をお願いしており、予定価格を超過する提案は認めておりません。
24	7	第 2	2					選定スケジュール	令和8年9月に公表予定の要求水準書には「案」の表記がありませんが、入札公告後も質問回答や競争的対話を通じて必要に応じて変更されるものと理解してよろしいでしょうか。	令和8年9月に公表を予定している要求水準書は、原則として確定したものと位置づけております。ただし、入札公告後においても、質問回答又は技術対話を通じて、事業全体の価値向上や市にとって有益な提案があった場合には、公平性・競争性・透明性が担保される限り所要の変更を行うことがあります。
25	7	第 2	2					選定スケジュール	本事業は、多岐にわたる業務が含まれていますが、応募資格確認審査結果の通知以降に競争的対話の機会を複数回設けて頂きたいです。	ご意見として承りました。
26	7	第 2	2					選定スケジュール	落札者決定（R9.8）から契約締結（R9.9）までの期間が1か月となっていますが、契約条件の協議・調整には少なくとも2か月以上の期間が必要と考えます。	本業務はPFI法の適用によるものではなく、SPC設立なども想定されないため、落札者又は優先交渉権者の決定をもって遅滞なく契約できるものと認識しており、特段の期間としての延長の必要はないと考えます。
27	7	第 2	2					選定スケジュール	実施方針等に関する説明会や提案書類提出前の個別対話、現地見学等の機会を設定いただく可能性はありますでしょうか。ご検討いただけますと幸いです。	現時点では公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法第17条）にもとづく技術提案の改善等を求めた対話は想定していませんが、事業実施にあたり市が想定し得なかった技術の提案があり、当該提案により本事業に良い効果が認められる場合は技術対話を行うことも想定されます。
28	7	第 2	2					選定スケジュール	応募者の構成及び参加資格要件について、現時点での貴市のお考えをご教示いただけますでしょうか。	現時点では検討段階にあるため、入札公告時にお示しいたします。
29	7	第 2	2					選定スケジュール	公告後も要求水準書等について対話・交渉を行う場として、個別対話を設けていただきたい。	No.24をご確認ください。
30	7	第 2	2					選定スケジュール	本事業で価格評価を導入される場合、応募者が価格を提示するタイミングは令和9年5月～7月の提案書類の受付と同時という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

実施方針（案）に関する意見・質問への回答

No.	頁	第 1	1	(1)	ア	(ア)	a	質問項目	事業に対する要望及び確認事項	回答
31	9	別紙 1						リスク分担表	「不可抗力リスク」について、現状は「天災、暴動等」と記載されていますが、新型コロナウイルス等の疫病は不可抗力の対象に含まれるという認識でしょうか。	個別具体的な事象にもとづき、基本的には協議により判断いたします。
32	9	別紙 1						リスク分担表	「第三者賠償リスク」において、「受注者の委託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合」が一律受注者負担とされていますが、これらの事象は受注者の帰責事由がない場合にも発生しうると考えられるため、帰責事由がある場合に限定する等の見直しをご検討いただきたいと思います。	本質問以降のリスク分担に関する質問全般に共通するものですが、本リスク分担は、発注者の帰責によるものではないものまで負担を強いることを想定したものではありません。リスク分担表に掲げるものはあくまでも一般的な負担を抽象的に抽出したものであり、個別具体的な事象への適用（債権債務の在り方）は、契約図書にその前提も含め、規定されるものとなります。
33	9	別紙 1						リスク分担表	リスク表の一部において、負担者が発注者、受注者双方に○が付いている項目があります。費用負担のルール（協議プロセス・裁定基準）をご教示いただけますでしょうか。	市としても想定されないリスクを民間企業側に強いることは片務的であると認識しております。そのうえで、帰責事由によっては民間企業側に求められる対応もあるため、官民双方に負担が発生し得る書きぶりとなっております。
34	9	別紙 1						リスク分担表	ゴミプラ施設損傷リスクの「上記以外のもの」は発注者負担がふさわしいかと考えます。	発生原因及び状況を踏まえ、発注者・受注者間の協議により負担を決定する予定です。また、施設が老朽化していることも加味したリスク分担を決定する予定です。
35	9	別紙 1						リスク分担表	共通_第三者賠償リスク 受注者に起因するものは想定されないため、「上記以外のもの」は発注者負担としていただきたい。	本項目は、原案のとおり発注者の負担としております。
36	10	別紙 1						リスク分担表	下水処理場_維持管理_施設損傷リスク 受注者の責によるものは想定されないため、「上記以外のもの」は発注者負担としていただきたい。	発生原因及び状況を踏まえ、発注者・受注者間の協議により負担を決定する予定です。
37	11	別紙 1						リスク分担表	「受注者による計画にもとづく視覚調査前に管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに起因する第三者公衆災害」について、受注者が負担者となっていますが、調査前の事象は受注者の管理範囲外であり、過失の有無を問わず一律に責任を負うことは不合理であるため、見直しをご検討いただきたいと思います。	本項目は、発注者が提示した点検・修繕計画を受注者が自らの経験等に基づき見直したうえで業務を実施する場合を想定しています。例えば、発注者が過年度の点検記録等から3年後までに点検等を行う計画としていたものを、受注者の判断でより遅い時期に変更した結果、視覚調査前に管路破損が生じた場合などが該当します。受注者の判断によらない既存資産の劣化に起因するものは含みません。ただし、ご指摘のとおり、受注者に過失の有無を問わず一律に負担を強いることは適当ではないことから、「受注者が策定する計画の不備等（帰責）にもとづく場合」など、リスクの原因者を限定するような表現に修正いたします。
38	11	別紙 1						リスク分担表	「市の承諾なく、受注者の判断で実施したこと」に起因する道路陥没の発生及びこれに起因する第三者公衆災害」について、過失の有無を問わず一律に責任を負うことは不合理であるため、帰責事由がある場合に限定する等の見直しをご検討いただきたいと思います。	業務を遂行するうえで、市の承諾は必要と考えておりますので、市の承諾を得ずに受託者が実施した内容は、受託者の責任と考えております。このため、記載の見直しは要さないものと考えます。
39	11	別紙 1						リスク分担表	管路破損に起因する道路陥没リスク（上から6つ目の項目） 業務中に発生した個別具体的な事象が、契約上の「合理的な理由（免責事由等）」に該当するか否かについては、一概に初期設定の枠組みで判断するのではなく、その都度、発注者・受注者間での緊密な協議が必要であると考えます。たとえば緊急措置が必要な箇所の修繕方法が現状の技術では困難であると思われる場合の判断等は協議を持って進めさせていただきます。したがって、責任分担をあらかじめ「一律に受注者負担」とするのではなく、発生原因や不可抗力の度合いを勘案し、「発注者および受注者の双方が、その帰責割合に応じて相応の責任を分担する可能性」を、実施方針や契約条項の中に明確に規定していただきたく存じます。	本項目は、視覚調査の結果、緊急措置の必要が認められた箇所について、発注者の同意を得たにもかかわらず、受注者が合理的な理由なく修繕等の措置を実施しなかった場合を指します。例えば、受注者が措置を実施しようとしたが材料の入手困難等やむを得ない事情により実施できなかった場合は「合理的な理由」に該当し、受注者の負担とはなりません。一方、措置の失念等、正当な理由のない未実施は「合理的な理由」に該当しません。
40	11	別紙 1						リスク分担表	管路破損に起因する道路陥没リスク（上から7つ目の項目）について 下水道管内からの調査には技術的な限界があり、特に汚水の滞水箇所（たるみによるもの等）における管底や、管壁外側の地中状況の詳細を把握することは不可能です。 したがって、適切な視覚調査および診断プロセスを経た結果、特段の「緊急性」が認められなかった区間においても、既存資産の不可視な瑕疵や急激な劣化に起因して、突発的な道路陥没等が発生する潜在的リスクは排除できません。 つきましては、こうした不可抗力要素を含む事象の発生時においては、一律に受注者の責任と断定するのではなく、発生原因の特定を含め、個別の案件として発注者・受注者間で誠実に協議のうえ、責任分担を決定すべきであると存じます。	適切な調査・診断を実施したうえでの受注者の判断に基づくものであることから、基本的には受注者のリスク負担と考えております。一方、ご指摘のとおり、管内調査・診断には技術的な限界があり、滞水箇所の管底や管壁外側の地中状況など、適切な調査・診断を経てもなお把握が困難な要因により突発的な破損が生じる可能性は否定できません。こうした事象については、点検結果や破損の発生状況・内容によって責任の所在の判断が分かれ得るため、発生原因の特定を含め、発注者・受注者間で個別に協議のうえ責任分担を決定することを想定しております。
41	11	別紙 1						リスク分担表	管路破損に起因する道路陥没リスク（上から9つ目の項目）について 焼津市様が管理されるすべての管路施設について、現状で詳細な健全度が完全に把握されていないと認識しております。そのため、ウォーターPPP事業の開始直後、すなわち受注者による「1周目の管理調査」が完了する前の段階において、既存資産の劣化に起因する道路陥没等の事故が発生した場合、そのリスクを受注者側が一律に負うことは財務および経営リスクの観点から許容しかねます。 つきましては、事業開始から初期調査が完了し、資産状態が確定するまでの一定期間（または初期調査未実施の区間）において発生した道路陥没等（およびこれに付随する第三者損害）については、受注者の明らかな過失等がない限り、発注者側にてリスクをご負担いただくよう、実施方針および要求水準書への明記をお願い申し上げます。	ご懸念の「事業開始直後、受注者による調査完了前の期間」に発生する道路陥没については、リスク分担表において原因者を区分して整理しております。上から8つ目の項目「発注者による計画にもとづく視覚調査前に管路破損等に起因する道路陥没」は、発注者が提示した調査・修繕計画に基づき、受注者がまだ調査に着手していない段階のものであり、発注者の負担としております。事業開始直後、既存資産の劣化に起因して発生する道路陥没は、原則としてこの区分に該当します。
42	-	その他						要求水準書	要求水準書の検討について（資料作成業務の明確化に関する要望） これから作成される要求水準書の内容について、業務内容に一定ボリュームの資料作成が含まれる場合、当該資料の「作成目的」「使用用途」および「主な記載内容」について、あらかじめ仕様（要求水準）を明示していただきたく存じます。 例えば、「維持管理計画書の作成」という業務を例に挙げますと、ストックマネジメント計画のように「中長期的な資産管理や投資方針を定めるもの」であるか、あるいは施工計画書（工程表等）のように「日々の実作業の施工管理を目的とするもの」であるかによって、作成に要する積算コスト（人員・労力）が著しく変動いたします。 つきましては、適切な見積もりおよび精度の高い成果品作成のためにも、要求される資料が具備すべきレベルを明確にさせていただきますよう、ご配慮のほどよろしくご願ひ申し上げます。	ご意見として承りました。資料作成を伴う業務については、要求水準書において可能な限り情報を明示するよういたします。
43	-	その他						要求水準書	要求水準書(案)の公表（8月）の際に、入札参加資格要件（参加形態、参加資格等）についてご提示ください。	入札参加資格要件については、入札公告時にお示しする予定です。
44	-	その他						要求水準書	要求水準書(案)の公表（8月）の際に、本事業（運転管理業務）の受託者が、市側で別途発注する更新工事（設計・施工）への参画可否についてご教示ください。	本業務の受託に含まれる設計業務については、市が設定する単価を知り得ることはできないため、歩掛等から積算にもとづく工事予定価格を類推することは不可能であると認識しています。このことから、公平性・競争性・透明性に鑑み、本業務を受託した構成企業が、別途市が発注する工事（設計・施工）に対し参加することは、本事業に係るものであるかによらず可能です。ただし、設計を行った企業と資本提携関係等がある企業は、工事の入札に参加はできません。また、別途発注工事の工種、規模等によりそれぞれ、参加条件が異なるため、案件ごとの対応となります。
45	-	その他						要求水準書	要求水準書(案)の公表後、業務委託内容に関する説明会を開催して頂けないでしょうか。	ご意見として承りました。スケジュール調整等もあり、確約はできませんが、前向きに検討いたします。
46	-	その他						その他	説明会の際の「工事(設計施工)調達に係る市の背景情報を知りえるため、公平性・透明性・競争性が阻害されることから、元請けとして参画は不可」という説明に、別途発注となる更新工事や改築や新築は、WPPP業務に参画しても元請け施工ができるようお願いしていましたが、どうなりましたでしょうか。	NO.44を確認してください。

実施方針（案）に関する意見・質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	質問項目	事業に対する要望及び確認事項	回答
47	-	その他						その他	建設施工会社の立場から、10年間、あるいは年間の計画をしていくあたり、十分な施工品質を確実に担保し、適切な人員配置や 確実な施工体制を構築するとともに ご期待に沿う成果物をお届けするためには、事前の健全な採算性が見極めが不可欠であると考え ております。つきましては、大変不躰なお伺いで恐縮ですが、本案件における想定している年間予算を可能な限りの細分化でご教示い ただくことは可能でしょうか。	予算の公表はできかねますが、今後公表を予定する要求水準書（案）において、年間想定事業量を記載する予定です。
48	-	その他						その他	入札参加の資格要件の案をご教示いただきたい。	資格要件等については、今後公表を予定する入札説明書又は募集要項にて提示いたします。